甲賀市子どものいじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市子どものいじめ防止条例(平成26年甲賀市条例第1 2号)第15条の規定に基づき、甲賀市子どものいじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長と なる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、甲賀市情報公開条例(平成16年甲賀市条例 第15号)第6条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合にお いて、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(専門委員)

- 第4条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置 くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識を有する者のうちから甲賀市 教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べることがで きる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その 意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(調査活動)

- 第6条 委員会は、所掌事務を遂行するために、次に掲げる方法により調査を行う ものとする。
 - (1) 学校、保護者その他の関係者から、必要となる文書等関係資料の提出、 提示、閲覧、複写等を求めること及び資料の確認又は説明を求めること。
 - (2) 前号の調査を行うに当たり、対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得たうえで、対象者への心理的な負担を考慮し、 適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も、同様とする。

(報告書)

第8条 委員会は、その所掌事務に係る調査を終えたときは、調査等の結果について記載した報告書を教育委員会に提出する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第3条第1項の規定にかかわら ず教育委員会教育長が招集する。